

大分県報

令和二年
第八九号
三月十七日

(火曜日)

目次

告示

- 一 家畜検査の実施……………
- 二 土地改良区の定款変更認可(二件)……………
- 二 土地改良法による換地処分……………
- 二 指定予定保安林(四件)……………
- 三 森林病害虫等防除法第三条第一項第四号の規定による地上散布を行う区域及び期間……………
- 四 森林病害虫等防除法第三条第一項第五号に掲げる命令の内容となる事項……………
- 四 森林病害虫等防除法第五条第二項の命令の内容となる事項……………
- 五 道路の供用開始……………
- 五 港湾法による放置等禁止区域及び放置等禁止物件の指定(二件)……………
- 公 告
- 六 競争入札参加者の資格に関する公示(二件)……………
- 八 一般競争入札の実施(二件)……………
- 二 落札者等の公示(四件)……………

告示

大分県告示第百五十六号
家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五条第一項の規定により、次のとおり家畜の検査を実施する。
令和二年三月十七日

一 実施の目的

家畜の伝染性疾病のうち、ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、牛海綿状脳症及び家きんサ

大分県知事 広 瀬 勝 貞

令和二年三月十七日

大分県報(告示)

検査の別	実施する区域	実施の対象となる家畜の種類及び範囲	実施の期日	検査の方法
ブルセラ病検査	県下全域	家畜保健衛生所長が必要と認めた牛	令二・四・一から令三・三・三一までの間に おいて家畜保健衛生所長が指定する日	家畜伝染病予防法施行規則(昭和二十六年農林省令第二十五号)第九条の規定による方法
結核病検査	〃	家畜保健衛生所長が必要と認めた牛	〃	〃
ヨーネ病検査	〃	搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びそのために県外から導入する雌牛並びに家畜保健衛生所長が必要と認めた牛	〃	〃
牛海綿状脳症検査	〃	実施区域内で飼育されており、月齢が満九十六月以上で死亡した牛の死体、月齢が満四十八月以上で生前に歩行困難、起立不能等であった牛の死体及び月齢が零月以上で生前に農林水産大臣が指定する症状を呈していた牛の死体(地理的条件等により当該検査を行うことが困難である場合として農林水産省令で定める場合を除く。)	令二・四・一から令三・三・三一まで	〃
家きんサラモネラ感染症検査				

(農林水産省令で定める病原体によるものに限る。)	〃	〃	〃
実施区域内で飼育されている種鶏、種鶏の候補鶏及び種鶏と同群の鶏	〃	〃	〃
臨床検査、細菌学的検査及び血清学的検査	〃	〃	〃

大分県告示第百五十七号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。
 令和二年三月十七日

土地改良区名	大分県知事 広 瀬 勝 貞
所在地	大分市
認可年月日	令二・三・三

大分県告示第百五十八号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。
 令和二年三月十七日

土地改良区名	大分県知事 広 瀬 勝 貞
所在地	竹田市
認可年月日	令二・三・三

大分県告示第百五十九号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業小富士地区二工区の換地処分をした。
 令和二年三月十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞
大分県告示第百六十号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和二年三月十七日
 大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 保安林予定森林の所在場所
 豊後高田市上香々地字峠四九五七番四六
- 二 指定の目的
 水源の涵養かん
- 三 指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。

〔一次のとおり〕は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県北部振興局並びに豊後高田市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

大分県告示第百六十一号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。
 令和二年三月十七日

- 大分県知事 広 瀬 勝 貞
- 一 保安林予定森林の所在場所
 中津市山国町草本字迫三七八番、三八八番一、字出口四八二番四
 - 二 指定の目的
 土砂の流出の防備
 - 三 指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 次の森林については、主伐は択伐による。
 字迫三七八番（次の図に示す部分に限る。）
 - (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県北部振興局並びに中津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和二年三月十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

日田市大山町西大山字一ノ坂五四三六番、五四三九番、宇鳥宿五四四二番、五四四三番、五四五五番、五四六〇番、字釣ノ谷五四六三番、五四六四番一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県西部振興局並びに日田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和二年三月十七日

一 保安林予定森林の所在場所

臼杵市野津町大字岩屋字一反田二ノ三〇〇七番、二九七三番から二九八五番まで、二九五番から二九九九番まで、三〇〇三番から三〇〇八番まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は択伐による。

字一反田二九七三番・二九七五番から二九七八番まで・二九八〇番・二九八四番・二九九六番・三〇〇三番・三〇〇四番（以上十筆について、次の図に示す部分に限る。）、二九七九番

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県中部振興局並びに臼杵市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第百六十四号

森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、同条第一項第四号に掲げる命令の内容となる事項を次のように公表する。

なお、当該区域内において松林を所有する者で不服のあるものは、この告示の日から二週間以内に、理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

令和二年三月十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 区域及び期間

1 区域

佐伯市、杵築市及び国東市の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする

大分県知事 広 瀬 勝 貞

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森との共生推進室及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

2 期間

令和二年四月七日から同年六月三十日まで

二 森林病害虫等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に地上からの薬剤による防除を実施すること。

四 命令をしようとする理由

一の区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫被害の状況からみて、三の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、一の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

五 その他必要な事項

- 1 三に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- 2 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を三に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が三に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償の額を決定し、損失補償金を交付する。
- 3 知事は、三に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が、一の二に定める期間内に三に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- 4 知事は、三の措置を行った場合において、その費用の額が、三に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合、その者が受けることとなるべき損失補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

大分県告示第百六十五号

森林病害虫等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、同条第一項第五号に掲げる命令の内容となる事項を次のように公表する。

なお、当該区域内において伐採木等を所有する者で不服のあるものは、この告示の日から

二週間以内に、理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。
令和二年三月十七日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

一 区域及び期間

1 区域

大分県全域

2 期間

令和二年四月七日から令和三年三月三十一日まで

二 森林病害虫等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫が付着している伐採木等(伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条(用材及び薪炭材であるものを含む。)をいう。)は、松くい虫を駆除した後でなければ、当該伐採木等が所在する市町村の区域を越えて移動させてはならない。ただし、森林害虫防除員が当該伐採木等を、当該伐採木等が所在する市町村の区域を越えて移動して駆除することが適当であると認めた場合を除く。

四 命令をしようとする理由

一の区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫被害の状況からみて、三の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、一の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

大分県告示第百六十六号

森林病害虫等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、同法第五条第二項の規定による特別伐倒駆除命令の内容となる事項を次のように公表する。

なお、当該区域内において森林又は樹木等を所有し、又は管理する者で不服のあるものは、この告示の日から二週間以内に、理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

令和二年三月十七日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

一 区域及び期間

1 区域

杵築市及び国東市の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森との共生推進室及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）。

2 期間

令和二年四月七日から同年五月三十一日まで

二 森林病害虫等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫が付着している樹木の存する松林を所有し、又は管理する者は、当該樹木の伐倒及び破砕又は当該樹木の伐倒及び焼却（炭化を含む。）を行うこと。

四 命令をしようとする理由

一 の一に定める区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫被害の状況からみて、三の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、同区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

五 その他必要な事項

- 1 三に掲げる措置について、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- 2 三に掲げる措置について、破砕を行う場合は、破砕後の木片の厚さが六ミリメートル（木材チップパーにより破砕する場合は、十五ミリメートル）以下になるように破砕を行うこと。
- 3 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を三に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が三に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償の額を決定し、損失補償金を交付する。
- 4 知事は、三に掲げる松林を所有し、又は管理する者が、一の二に定める期間内に三に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- 5 知事は、四の措置を行った場合において、その費用の額が、三に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合、その者が受けることとなるべき損失補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

大分県告示第百六十七号

令和二年三月十七日

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。
その関係図面は、令和二年三月十七日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
令和二年三月十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名 供用開始区間 供用開始年月日

県道津久見野津線 白杵市大字乙見字川平二五三番二から白杵市大字乙見字下久保通上二五二六番一まで 令二・三・一七

県道四浦日代線 津久見市大字四浦字鳩浦一五〇二番三地内

大分県告示第百六十八号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の十一第一項の規定により、放置等を禁止する区域及び当該区域内において放置等を禁止する物件を次のとおり指定し、令和二年四月一日から適用する。
令和二年三月十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

港湾名	放置等禁止区域	放置等禁止物件
別府港 日出港 守江港	港湾区域及び臨港地区（港湾管理者が管理するものに限る。）（別図に示す区域に限る。）	船舶、はしご、浮桟橋、ブイ（浮標）

（「別図」は省略し、大分県土木建築部港湾課及び別府土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第百六十九号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の十一第一項の規定により、放置等を禁止する区域及び当該区域内において放置等を禁止する物件を次のとおり指定し、令和二年四月一日から適用する。

大分県報（告示）

令和二年三月十七日

大分県知事

広 瀬 勝 貞

港湾名 放置等禁止区域

放置等禁止物件

浦代港

港湾区域及び臨港地区（港湾管理者が管理するものに限る。）（別図に示す区域に限る。）

船舶、はしご、浮桟橋、ブイ（浮標）

丸市尾港

（「別図」は省略し、大分県土木建築部港湾課及び佐伯土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

○公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約（以下「特定調達契約」という。）の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

令和二年三月十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 調達をする特定役務の種類

北部地区A清掃業務等

二 競争入札の参加者資格

1 競争入札に参加することができない者

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項に規定する者

(二) 県庁舎等維持管理業務入札参加資格審査規程（昭和六十三年大分県告示第三百八号。以下「規程」という。）第九条第一項の規定により競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない者

(三) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(四) 県税を滞納している者

(五) 営業年数が二年未満の者

(六) 競争入札参加資格審査申請書又はその添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

(七) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第二十

条第二号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者資格審査事項については、次のとおりとする。

2 営業年数（入札参加資格の審査を受けようとする特定調達契約の入札日（以下「基準日」という。）までの営業年数をいう。）

(一) 経営比率（基準日の属する営業年度の直前の営業年度（決算が入札日までに確定しない場合の入札参加資格審査において決算が資格審査申請日の属する月の初日までに確定しない場合）は、決算の確定している営業年度）（以下「基準年度」という。）の決算における流動比率、自己資本固定比率及び利益率をいう。）

(二) 基準年度の決算における経営規模

ア 自己資本額

イ 機械器具保有状況

ウ 従業員数（基準日の前日における営業従事者数をいう。）

(四) 契約実績（基準年度及びその前年度の対象業務等の実績をいう。）

(五) その他知事が必要と認める事項

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管財課庁舎管理班

〒八七〇―八五〇一 大分市大手町三丁目一番一号

電話 ○九七―五〇六―二九六二

3 申請の時期

令和二年三月十七日から四月九日までとする。なお、申請者が期日以降に申請を希望

する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和二年九月三十日までとする。

2 更新手続

令和二年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、規程に基づく入札参加資格審査の申請（毎年七月に申請受付）により行うものとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

三の2に同じ

2 インターネットによる入手
大分県ホームページ

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/tyosha-nyusatusankasikaku20181001.html>

六 入札参加資格の取消し等

1 入札参加資格を取得した者が次の(一)から(三)のいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。

(一) 地方自治法施行令第六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合
(二) 二の1の入札に参加することができない場合の(一)から(七)までの事由のいずれかに該当すると判明した場合

(三) 競争入札参加資格審査申請書又はその添付書類に虚偽の記載をし、その事実が競争入札参加資格取得後に判明した場合

2 1により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格を取得した者に通知するものとする。

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。
令和二年三月十七日

大分県企業局長 岡 本 天 津 男

一 調達をする物品等の種類及び予定数量
薬品（ポリ塩化アルミニウム（PAC））（年間単価契約）
規格 JIS K一四七五

予定購入数量 約二千トン
競争入札の参加者資格

1 競争入札に参加することができない場合
(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第一項に規定する者に該当する場合

(二) 営業に關し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない場合
(三) 県税を滞納している場合

(四) 営業年数が一年未満の場合

(五) 経営者等（法人にあっては役員、支配人又は営業所の代表者、個人にあってはその

者、支配人又は営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。以下同じ。）である場合

(六) 暴力団関係企業等（暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し、又は利用していると認められる企業若しくは団体をいう。）である場合

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

(一) 年間契約実績（令和二年四月一日（以下「基準日」という。）の属する営業年度の直前の営業年度（決算が基準日までに確定しない場合にあつては、決算の確定している営業年度。以下「基準年度」という。）の販売等の実績をいう。）

(二) 経営規模
イ 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）
ロ 従業員数（基準日の前日における営業に従事する者の数をいう。）
ハ 機械設備等（基準年度の決算における機械設備等の保有状況をいう。物品の製造を業とする者に限る。）

(三) 営業年数（基準日の前日までの営業年数をいう。）

(四) 流動比率（基準年度の決算における流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分率で表したものをいう。）

三 入札を希望する者の資格申請の方法等
1 申請の方法

県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。
2 申請書の入手、提出先及び問合せ先
大分県会計管理局用度管財課物品調達班
〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号
電話 ○九七―五〇六―二九五七

3 申請の時期
令和二年三月十七日（火曜日）から同月三十一日（火曜日）までとする。なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間
資格を取得した日から令和四年九月三十日までとする。

五 競争入札参加資格申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

三の2に同じ。

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ<http://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/301005youdokanzai.html>

六 入札参加資格の取消し等

1 入札参加資格を取得した者が次の(一)から(四)までのいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後三年間の範囲内で知事が定める期間競争入札に参加することができない。

- (一) 地方自治法施行令第六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合
- (二) 一の入札に参加することができない場合の(一)から(六)までの事由のいずれかに該当すると判明した場合

(三) 競争入札参加資格申請書及び添付書類に虚偽の記載をし、その事実が競争入札参加資格取得後に判明した場合

(四) 競争入札参加資格を有する者が、贈賄等により逮捕若しくは起訴され、又は暴力団関係者に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えたと判明した場合

2 1により入札参加資格を取り消したときは、その旨を当該入札参加資格を取得した者に通知するものとする。

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和二年三月十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

1 競争入札に付する事項

(1) 特定役務の種類

北部地区A清掃業務等

(2) 委託期間

令和二年六月一日から令和五年五月三十一日まで

(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)

(3) 対象施設

大分県中津総合庁舎、北部保健所、中津児童相談所及び大分県立工科短期大学校

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本案件については、次に掲げる条件を全て満たしている者に限り入札参加を認める。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 県庁舎等維持管理業務入札参加資格を得ている者のうち、建築物清掃業のA級に格付けされた者であること。

(3) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項第1号又は第8号に掲げる事業の都道府県知事の登録を受けており、かつ、同項第5号及び第7号に掲げる事業の都道府県知事の登録を受けている者又はこれと同等程度の能力を有していると知事が認める者であること。

(4) この公告の日から下記10に掲げる開札までの間に、県庁舎等維持管理業務入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。

(5) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員が役員となっている事業者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者

オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約等を締結している者

カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者

キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者

3 競争入札参加資格を有するかどうかの審査を申請する方法及び期間
大分県物品等電子入札システム(以下「物品等電子入札システム」という。)により入札参加申請を令和二年三月十七日(火)午前9時から同年四月二十四日(金)午後5時までに行うこと。

なお、紙による入札参加を希望する者は、「紙入札(見積)参加届出書(大分県物品等電子入札システム運用基準(以下「運用基準」という。)様式第6号)」を、令和二年四月二十四日(金)午後5時(必着)までに持参又は郵送(書留郵便)により下記提出先に提出すること。

<p>提出先 大分県会計管理局用度管財課庁舎管理班 (県庁舎本館2階) 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号</p> <p>4 競争入札参加資格に関する事項 競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、競争入札参加資格審査申請書に必要書類を添付して、次に掲げる時期及び場所に提出すること。 なお、入札参加資格を得ている者のうち、建築物清掃業のB級の者については、再度の申請を行うことはできないものとする。</p> <p>(1) 申請の時期 令和2年3月17日(火) から同年4月9日(木) まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>(2) 申請書類の入手場所 大分県ホームページより申請書類をダウンロードするか下記(3)にて交付を受けること。 https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/tyosha-nyuusatusansakakaku20181001.html</p> <p>(3) 申請書類の提出先及び問合せ先 大分県会計管理局用度管財課庁舎管理班 (県庁舎本館2F) 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2962</p> <p>5 契約条項を示す場所及び日時 大分県ホームページ及び物品等電子入札システム上に令和2年4月27日(月) まで入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。</p> <p>6 物品等電子入札システムの利用 本案件は、物品等電子入札システムで行う。また、入札に係る事項は、この広告に定めるもののほか運用基準による。 なお、紙による入札参加を希望する者は、入札書を下記9に掲げる提出場所及び提出期限までに提出すること。</p> <p>7 物品等電子入札システム、入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨 (1) 使用言語 日本語 (2) 通貨 日本国通貨</p>	<p>8 物品等電子入札システムによる入札金額の入札期間 入札参加承認の日から令和2年4月27日(月) 午前10時まで</p> <p>9 紙による入札参加を希望する場合の入札書の提出場所及び提出期限 (1) 提出場所 大分県会計管理局用度管財課庁舎管理班 (県庁舎本館2F) (2) 提出期限 令和2年4月27日(月) 午前10時までに必着のこと。なお、郵送の場合には、書留郵便とする。</p> <p>10 物品等電子入札システムによる開札 (1) 開札場所 大分県会計管理局用度管財課庁舎管理班 (県庁舎本館2F) (2) 開札日時 令和2年4月27日(月) 午前10時00分</p> <p>11 再入札 開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合における再入札の入札金額の入力期限、入札書の提出期限及び開札日時並びに第1回入札の最低入札価格は別途通知する。</p> <p>12 入札保証金に関する事項 免除とする。</p> <p>13 契約保証金に関する事項 免除とする。</p> <p>14 入札の無効 大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号)第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。 なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。</p> <p>(1) 金額の記載がないもの (2) 入札に関する条件に違反したもの (3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。 (4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。 (5) 誤字及び脱字等により、必要事項が確認できないとき。 (6) 入札金額、住所、氏名及び押印その他入札要件を認定しがたい入札 なお、氏名とは、法人代表者の入札の場合及び代理人入札の場合いずれも、商号又は名称及び代表者氏名をいう。</p> <p>15 低入札調査基準価格の設定 有</p> <p>16 落札者の決定の方法</p>
--	---

<p>(1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内の価格で入札したものが、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。ただし、低入札調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、落札者の決定を保留し、後日、大分県庁舎等清掃業務委託に係る低入札価格調査制度事務処理要領（以下、「低入札価格調査制度事務処理要領」という。）に規定する調査を行い、落札者を決定する。</p> <p>低入札調査基準価格を下回る入札を行った者は、事情聴取等の調査に協力すること。</p> <p>(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、物品等電子入札システムにおいて、電子くじによる落札者決定を行う。</p> <p>(3) 再度の入札をしても、落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号又は第9号の規定により随意契約を行うものとする。</p> <p>※ 低入札価格調査制度事務処理要領については、大分県ホームページに掲載するので、事前に確認すること。</p> <p>17 その他</p> <p>(1) 本案件の実施は、大分県議会議令和2年第1回定例会における令和2年度一般会計当初予算の成立を条件とする。</p> <p>(2) 本案件は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約に該当する。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、この契約は解除する。</p> <p>(3) 本案件は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>(4) その他の詳細は、入札説明書による。</p> <p>18 契約に関する事務を担当する部局の名称 大分県会計管理局用度管財課庁舎管理班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2962</p> <p>19 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the services to be required Building Cleaning Services</p> <p>(2) Fulfillment period 1 June, 2020 – 31 May 2023</p> <p>(3) Fulfillment Place Nakatsu General Government Building, and 3 other Buildings</p>	<p>(4) Time limit for tender 10 : 00 am. 27 April, 2020</p> <p>(5) Contact office for contract Government Buildings Management Section Supplies and Property Management Division Accounting Bureau 3-1-1 Ohte-Machi Oita city 870-8501 TEL 097-506-2962</p> <p>~~~~~</p> <p>次のとおり一般競争入札に付するので公告する。 令和2年3月17日</p> <p>大分県企業局長 岡 本 天 津 男</p> <p>1 競争入札に付する事項</p> <p>(1) 調達をする物品等の種類、予定数量等 薬品（ポリ塩化アルミニウム（PAC））（年間単価契約） 規格 J I S K1475 予定購入数量 約2,000トン</p> <p>(2) 納入期限 別途定める日</p> <p>(3) 納入場所 大分市大字下判田 判田浄水場 大分市大字大津留 大津留浄水場</p> <p>2 競争入札参加資格及び当該資格を得るための申請方法等</p> <p>(1) 競争入札参加資格 大分県が発注する物品の購入に係る競争入札に参加する者に必要な資格を得ている者</p> <p>(2) 申請の方法 上記(1)に掲げる入札参加資格のない者で入札を希望する者は、入札参加資格審査申請書に必要な書類を添付して提出すること</p> <p>(3) 入札参加資格審査申請書の入手、提出先及び問合せ先 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2957</p>
--	--

<p>3 契約条項を示す場所及び日時</p> <p>(1) 場所 大分県企業局総務課契約管財班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 大分県庁舎新館4階 電話 097-534-1341</p> <p>(2) 日時 令和2年3月17日(火)から同月31日(火)まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで</p> <p>4 入札説明書の交付場所及び日時 上記3に同じ</p> <p>5 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨</p> <p>(1) 使用言語 日本語</p> <p>(2) 通貨 日本国通貨</p> <p>6 入札参加条件</p> <p>2の競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項を満たす者で、かつ、次の条件を全て満たしている者</p> <p>自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。</p> <p>ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)</p> <p>イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)</p> <p>ウ 暴力団員が役員となっている事業者</p> <p>エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者</p> <p>オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者</p> <p>カ 暴力団(員)に経済上の利益や便宜を供与している者</p> <p>キ 役員等が暴力団(員)と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者</p> <p>ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者</p> <p>なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合があります。</p> <p>7 入札書の提出場所及び提出期限</p> <p>(1) 提出場所 大分県企業局総務課</p>	<p>(2) 提出期限 令和2年4月3日(金)午後1時30分 ただし、郵送の場合は、令和2年4月2日(木)午後5時00分までに必着すること。</p> <p>8 開札の場所、日時等</p> <p>(1) 開札場所 大分県庁舎新館4階 大分県企業局入札室</p> <p>(2) 日時 令和2年4月3日(金)午後1時30分</p> <p>(3) 再度入札 開札した場合において、落札者がいないときは、6日以内に再度の入札を行う。</p> <p>9 入札保証金に関する事項 免除とする。</p> <p>10 契約保証金に関する事項 契約金額(入札単価に2,000を乗じ、さらに1.10を乗じて得た額をいう。)の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>(1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。</p> <p>(2) 過去2年間に国又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じとする契約を数回以上締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したものであることについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>11 入札の無効</p> <p>大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号)第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。</p> <p>なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない。</p> <p>(1) 金額の記載がないもの</p> <p>(2) 入札に関する条件に違反したもの</p> <p>(3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。</p> <p>(4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p> <p>(5) 誤字、脱字等により、入札事項が確認できないとき。</p> <p>12 落札者の決定の方法</p> <p>(1) 有効な入札書で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。</p> <p>(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじによる落札者決定を行う。この場合、当該入札者がくじを引かないときは、本調達契約に関する職員の</p>
--	---

代わりにくじを引かせるものとする。

13 契約に関する事務を担当する部局の名称
上記3の(1)に記載する部局とする。

14 その他
この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づき政府調達に関する協定の適用を受ける。

15 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased Poly Aluminium Chloride (PAC)

(annual unit-price contract)

About 2,000ton

(2) Time limit for tender

1 : 30 p.m. 3 April, 2020

(3) Contract office for contract

Contract and property management Section

General Affairs Division

Oita Prefectural Public Enterprises Office

3-1-1 Ohte machi Oita city 870-8501

TEL 097-534-1341

次のとおり落札者等について公示する。

令和二年三月十七日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

一 落札に係る物品等の名称及び数量

大分県立杵築高等学校ほか十八施設で使用する電気四百八十一万九千三百六十九キロワットアワー

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県教育庁教育財務課

大分市府内町三丁目十番一号

三 落札者を決定した日

令和二年一月二十四日

四 落札者の氏名及び住所

九州電力株式会社大分営業所 所長 近藤 芳史

大分市金池町二丁目三番四号

五 落札金額（電気料金の見込金額）
七千七百七十五万二千二百四十三円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日

令和元年十二月三日

次のとおり落札者等について公示する。

令和二年三月十七日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

一 落札に係る物品等の名称及び数量

大分県立高田高等学校ほか十四施設で使用する電気五百二万六千九百九十キロワットアワー

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県教育庁教育財務課

大分市府内町三丁目十番一号

三 落札者を決定した日

令和二年一月二十四日

四 落札者の氏名及び住所

九州電力株式会社大分営業所 所長 近藤 芳史

大分市金池町二丁目三番四号

五 落札金額（電気料金の見込金額）

七千三百五十一万八千三百九十八円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日

令和元年十二月三日

次のとおり落札者等について公示する。

令和二年三月十七日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

一 落札に係る物品等の名称及び数量

大分県立国東高等学校ほか二十一施設で使用する電気四百七十二万九千五百九十九キロワットアワー

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県教育庁教育財務課

大分市府内町三丁目十番一号

三 落札者を決定した日

令和二年一月二十四日

四 落札者の氏名及び住所

九州電力株式会社大分営業所 所長 近藤 芳史

大分市金池町二丁目三番四号

五 落札金額（電気料金の見込金額）

七千八百二十万七千七百四十円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日

令和元年十二月三日

次のとおり落札者等について公示する。

令和二年三月十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 落札に係る物品等の名称及び数量

大分県立海洋科学高等学校ほか七施設で使用する電気三百万七千五百三十二キロワットアワー

二

契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県教育庁教育財務課

大分市府内町三丁目十番一号

三 落札者を決定した日

令和二年一月二十四日

四 落札者の氏名及び住所

九州電力株式会社大分営業所 所長 近藤 芳史

大分市金池町二丁目三番四号

五 落札金額（電気料金の見込金額）

四千二百二十万九千二百六十七円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日

令和元年十二月三日